

(社) 兵庫県産業廃棄物協会
会員各位

(社) 兵庫県産業廃棄物協会
調査研究委員会委員長 佐伯雅夫

廃棄物処理法の改正についてのアンケート

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業運営にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、ご存知のように、廃棄物処理法が改正されて平成 23 年 4 月 1 日より施行されました。そこで、今回の法改正についてアンケート調査を行いたく存じます。ご多忙中に誠に恐縮ではございますが、ご回答いただきますようお願い申し上げます。7 月 26 日（火）までに、FAX（078-371-8864）にてご返送ください。

アンケート回答先 FAX 番号：078-371-8864

| | |
|-----|----------|
| 貴社名 | ご担当者・連絡先 |
|-----|----------|

問 1 法改正の内容は把握されていますか？

- ①把握している ②大体把握している ③今一つ分からない ④よく分からない

問 2 法改正の説明会（協会主催の研修会など）に出席されたことはありますか？ 説明は分かりやすかったですか？

- ①分かりやすかった ②分からなかった ③行かなかった ④知らなかった

問 3 主な法改正の内容についてお聞きします。分かっていることは○、分からないことは×でお答え下さい

| | |
|--|---|
| | ①排出事業者等による適正処理の強化 (建設工事での元請け一元化、マニフェスト制度の強化、罰則の強化など) |
| | ②施設の維持管理対策の強化 (定期検査制度創設、施設の維持管理情報のインターネット等による公開など) |
| | ③優良化の推進 (許可の有効期限の特例：5年→7年など) |
| | ④収集運搬業の許可の合理化 (原則として都道府県知事の許可でOK) |
| | ⑤その他 () |

問 4 ご意見、ご要望をご自由にお書き下さい

()

廃棄物処理法の改正についてのアンケート

【全体】

実施期間：平成23年7月13～26日

アンケート回収総数 100

問1 法改正の内容は把握されていますか？

| | |
|-----------|----|
| ①把握している | 21 |
| ②大体把握している | 63 |
| ③今一つ分からない | 12 |
| ④良く分からない | 4 |

周知が推進された成果か、8割以上が、概ね把握していると回答しています。

問2 法改正の説明会(協会主催の研修会など)に出席されたことはありますか？
説明会は分かりやすかったですか？

| | |
|-----------|----|
| ①分かりやすかった | 52 |
| ②分からなかった | 8 |
| ③行かなかった | 31 |
| ④知らなかった | 8 |

半数が分かりやすかったとの回答でしたが、一方で、3割が説明会に参加していなかったと回答しています。法改正の内容把握の程度に差が生じている可能性も考えられます。

問3 主な法改正の内容についてお聞きします。分かっていることは○、
分からないことは×でお答え下さい

①排出事業者等による適正処理の強化

(建設工事での元請け一元化、マニフェスト制度の強化、罰則の強化など)

| | |
|---|----|
| ○ | 87 |
| × | 12 |

②施設の維持管理対策の強化

(定期検査制度創設、施設の維持管理情報のインターネット等による公開など)

| | |
|---|----|
| ○ | 55 |
| × | 41 |

③優良化の推進

(許可の有効期限の特例：5年→7年など)

| | |
|---|----|
| ○ | 85 |
| × | 14 |

④収集運搬業の許可の合理化

(原則として都道府県知事の許可でOK)

| | |
|---|----|
| ○ | 94 |
| × | 5 |

排出事業者等による適正処理の強化、優良化の推進は8割以上、収集運搬業の許可の合理化については9割以上が「分かっている」と回答しています。一方で、該当する企業が限られるため不必要となるからか、維持管理対策の強化は5割強にとどまっています。

▽ “把握している” 内容は具体的に何か？

問1で①又は②が選択された回答を抽出して、それらの問3の回答状況を集計
 (①把握している 21+②大体把握している 63 = 84 の中で)

| | ○ | × |
|-------------------|----|----|
| ①排出事業者等による適正処理の強化 | 79 | 5 |
| ②施設の維持管理対策の強化 | 53 | 28 |
| ③優良化の推進 | 75 | 8 |
| ④収集運搬業の許可の合理化 | 82 | 1 |

額面通りならば、ほぼ把握していることとなります。なお、施設維持管理対策強化が群を抜いていますが、業態による要因が考えられるので額面通りには受け取れません。

▽ “把握していない” 内容は具体的に何か？

問1で③又は④が選択された回答を注室して、それらの問3の回答状況を集計
 (③今一つ分からない 12+④良く分からない 4 = 16 の中で)

| | ○ | × |
|-------------------|----|----|
| ①排出事業者等による適正処理の強化 | 8 | 7 |
| ②施設の維持管理対策の強化 | 2 | 13 |
| ③優良化の推進 | 10 | 6 |
| ④収集運搬業の許可の合理化 | 12 | 4 |

適正処理の強化については半数近くが把握していないという回答となります。対して、合理化は把握されている割合が最も高くなっています(施設維持管理対策強化は上記同じ)

▽ “分からなかった” 内容は具体的に何か？(行かなかった・知らなかった含む)

問2で「①分かりやすかった」以外が選択された回答を抽出、それらの問3の回答状況を集計
 (②分からなかった 8+③行かなかった 31+④知らなかった 8 = 47の中で)

| | ○ | × |
|-------------------|----|----|
| ①排出事業者等による適正処理の強化 | 35 | 11 |
| ②施設の維持管理対策の強化 | 20 | 26 |
| ③優良化の推進 | 37 | 10 |
| ④収集運搬業の許可の合理化 | 43 | 4 |

適正処理の強化、優良化の推進が共に1/4近く「分からない」と回答されています。一方、合理化は「分かっている」との回答が多くなっています(施設維持管理対策強化は上記同じ)

▽ 収集運搬業と処分業での違いは？

問3を「収運のみ」「処分(収運兼業含む)」で分けて集計

【収集運搬業のみ 53】

| | ○ | × |
|-------------------|----|----|
| ①排出事業者等による適正処理の強化 | 44 | 8 |
| ②施設の維持管理対策の強化 | 25 | 25 |
| ③優良化の推進 | 46 | 6 |
| ④収集運搬業の許可の合理化 | 49 | 3 |

施設の維持管理については直接関係が無いと思われる。適正処理の強化は「分からない」割合が比較的高く、合理化についてはほぼ「分かっている」こととなります。

【処分業(収運兼業含む) 48】

| | ○ | × |
|-------------------|----|----|
| ①排出事業者等による適正処理の強化 | 44 | 4 |
| ②施設の維持管理対策の強化 | 30 | 17 |
| ③優良化の推進 | 40 | 8 |
| ④収集運搬業の許可の合理化 | 46 | 2 |

処分業ですが、維持管理対策強化は頭一つ抜け出ています(焼却と埋立以外は関係ないから?)。優良化は「分からない」割合が比較的高く、逆に合理化は「分かっている」割合が高いです。

| | |
|----|--|
| 総評 | 施設維持管理対策の強化を除けば、排出事業者等による適正処理の強化・優良化の推進についての理解が少し不十分のようです。逆に、収運業の許可合理化はかなり周知されたようです。 |
|----|--|